

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年8月30日 14時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市和邇 ^{わに} 漁港東北東方沖（琵琶湖南部） 今宿四等三角点から真方位045°2.2海里付近 （概位 北緯35°10.9 東経135°58.0）
インシデントの概要	水上オートバイ大和1号は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年9月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ 大和1号、0.1トン（長さ2.85m） 253-33721 京都、個人所有 ガソリン機関、船内機、4サイクル、出力221.0kW、回転数毎分8,000、4気筒、ボア83.0mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（1海里限定）・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、遊走を終えて出航地に向けて約60km/hの対地速力で航行中、波を乗り越えて船体が約50cmほど飛び跳ね、着水時に船底に衝撃を受けた際に主機が突然停止して運航不能となった。</p> <p>船長は、携帯電話で友人に助けを求め、友人が自身の水上オートバイで本船を探したものの見つけることができず、風向が変わり波も高くなってきたので110番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した滋賀県警警備艇に発見された後、えい航されて出航地に戻った。</p> <p>船長は、本インシデント後、機関整備会社に相談したところ、船体の衝撃によりバッテリーが破損したことを知り、バッテリーを交換し、また、船体の衝撃によりバッテリーがまれに破損することを初めて知った。</p> <p>船長は、春から秋にかけて本船に乗艇し、冬季にはバッテリーを取り外すほか、約2年ごとにバッテリーを交換しており、令和元年5月に交換していた。</p>
分析	本船は、約60km/hの速力で直進して航行中、波を乗り越えて飛び跳ね、着水した際、船体に強い衝撃を受けてバッテリーが破損したこと

	<p>から、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、約60km/hの速力で直進して航行中、波を乗り越えて飛び跳ね、着水した際、船体に強い衝撃を受けてバッテリーが破損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、高速力で航走中、本船前方の波の状態を見極め、船体が飛び跳ねるほどの大きな波を横切る際には、十分に速度を落として航行すること。